

## 第8章 その他の留意点

### 第1節 津波災害対策

担当：防災部・建設水道部・産業振興部

津波災害対策の検討に当たっては、

- (1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波の2つのレベルの津波を想定することを基本とする。

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、住民の津波防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害の軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

#### 1 海岸保全施設等の整備

津波災害による被害を最小限に止めるため、国、県の協力を得て海岸堤防・防潮堤、防波堤、防潮水門、海岸防災林等の海岸保全施設等の整備を行うとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震性の確保を図るものとする。

また、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるようあらかじめ対策をとるとともに、効果を十分発揮するよう適切に維持管理するものとする。

さらに、津波に関する統一的な図記号等を利用した分かりやすい標識の設置や、周囲に高台等がない地域では津波避難ビル等の整備・指定を推進する。

#### 2 津波防護施設

発生頻度が極めて低い最大クラスの津波が海岸保全施設等を乗り越えて内陸に浸入する場合に、浸水拡大を防止するための施設を、既存の道路、鉄道等に小規模盛土や閘門を設置するなどの方法で、効率的に整備し、一体的に管理するものとする。

#### 3 津波防災の観点からのまちづくりの推進

##### (1) 津波に強いまちづくり

浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、指定緊急避難場所（津波避難

ビル等を含む。)及び避難路・避難階段等の整備等、都市計画と連携した避難関連施設の効率的・計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設等の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。

この際、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間での避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

また、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図るとともに、津波による浸水の危険性の低い場所への誘導について配慮する。

なお、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。

## **(2) 避難関連施設の整備**

町は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯等による交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図るよう努める。

また、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。

## **(3) ライフライン施設等の機能の確保**

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、国、県、町及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、電話等のライフライン関連施設の耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

# **4 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備**

## **(1) 津波警報等伝達の迅速化、確実化**

所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、休日、夜間、休憩時等における津波警報等伝達の確実化を図るため、要員を確保するなど防災体制を強化する。

## **(2) 避難指示等の発令基準の明確化**

津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な発令基準を設定するものとする。

## **(3) 通報・通信手段の確保**

様々な環境下にある住民、要配慮者利用施設等の管理者等及び職員に対して津波警報等が確実

に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、インターネット、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、海浜地への津波警報等伝達の浸透を図るため、サイレン、半鐘、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）、広報車等の多様な手段を確保する。

#### **(4) 伝達協力体制の確保**

漁業協同組合、海水浴場の管理者、港湾工事施工者及び自主防災組織の責任者等とあらかじめ津波警報等の伝達に関し協議を行い、これらの者との協力体制を確保する。

#### **(5) 津波警報伝達等訓練の実施**

津波警報伝達等を迅速かつ確実に行うため、原則として毎年1回、伝達等訓練を企画し、防災関係機関の参加のもとに実施する。

### **5 津波監視体制等の確立**

- (1) 発災時に消防団員等が海岸へ直接津波を見に行くことなどを防止するため、沿岸域において津波襲来状況を把握する津波監視システムの整備を図る。
- (2) 過去の津波災害の状況及び海岸の形状等から、津波による被害が想定される地域を設定する。

### **6 津波警戒の周知徹底**

防災関係機関は、チラシ、看板等あらゆる手段・機会を活用し、住民等に対し津波警戒に関する次の事項の周知徹底を図る。特に、海水浴シーズン、観光シーズンにおいては、津波に対する心得や当該地域の津波の危険性等についての啓発を実施する。

#### **(1) 一般住民、観光客、海水浴客、釣り客等**

- ア．強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで高台等に避難する。
- イ．正しい情報をラジオ、テレビ、インターネット、防災行政無線、広報車などを通じて入手する。
- ウ．地震を感じなくても、大津波警報・津波警報が発表されたときは直ちに海岸から離れ、急いで高台等に避難する。
- エ．津波注意報でも、海岸保全施設の海側には入らない。
- オ．津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等の解除まで気を緩めずに上記ア～エの措置をとる。

#### **(2) 船舶**

- ア．強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い、広い海域。以下地震・津波災害対策編において同じ。）に退避する。
- イ．正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- ウ．地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、すぐ港外退避する。

- エ. 港外退避できない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- オ. 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等の解除まで気を緩めずに上記ア～エの措置をとる。
- カ. 港外退避や小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

## 7 津波避難計画の策定

次の事項に留意して津波避難計画を策定しておく。

- (1) 津波浸水想定
- (2) 津波避難対象地域の指定等
- (3) 指定緊急避難場所の指定等
- (4) 避難誘導等に従事する者の安全確保
- (5) 初動体制（職員の参集等）の整備
- (6) 津波警報等、津波情報等の収集・伝達方法等の確保
- (7) 避難指示の発令時期及び発令基準
- (8) 指定緊急避難場所、避難路
- (9) 津波防災対策の啓発・教育
- (10) 津波避難訓練
- (11) その他津波避難対策のための措置

## 8 津波災害警戒区域

県は、津波浸水想定を踏まえ、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域を津波災害警戒区域に指定し、津波発生時の警戒避難体制の整備に努めるものとする。

町は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、本計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療機関の名称及び所在地等について定めるものとする。

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の成果について町長に報告するものとする。

## 第2節 要配慮者安全確保対策

担当：福祉部・防災部

災害に備えて、地域住民の中でも特に要配慮者を保護するため、要配慮者の支援体制の整備、避難行動要支援者名簿の作成及び運用、個別避難計画の作成及び運用、要配慮者利用施設の安全性の確保等を行うものとする。

その際、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点に十分配慮するよう努めるものとする。

### 1 要配慮者の支援体制の整備等

#### (1) 要配慮者に関する防災知識の普及

県、町等防災関係機関は、防災知識の普及、訓練等の機会に住民に対して要配慮者の安全確保に関する普及啓発活動を積極的に行う。

また、外国人に配慮し、多言語による防災知識の普及に努めるとともに、障がい者に配慮し、障がいの内容や程度に応じた防災知識の普及に努める。

#### (2) 高齢者の避難行動への理解促進

県及び町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

#### (3) 要配慮者の支援方策の検討

県、町等防災関係機関は、被災した要配慮者が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

#### (4) 要配慮者に対する広域的な福祉支援ネットワークの構築

県及び青森県社会福祉協議会等関係団体（青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会構成団体）は、災害時における要配慮者の様々な福祉・介護等のニーズ把握及び支援調整等を広域的に行うため、行政と民間が一体となった広域的な福祉支援ネットワークを構築し、要配慮者支援活動を行う災害福祉支援チーム（DWA T）のチーム員の養成及び資質の向上を図るための継続的な研修を行うものとする。

#### (5) 災害派遣医療チーム（DMA T）及び災害派遣精神医療チーム（DPA T）の整備等

県は、次の取組等を通じ、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

ア．実践的な訓練等を通じた災害派遣医療チーム（DMA T）、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの充実強化

イ．ドクターヘリの災害時における運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保による運用体制の構築

このほか、県は、災害派遣精神医療チーム（DPA T）の整備に努めるものとする。災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、災害時に県が関係団体等と連携し、医療提供体制を構築するに当たり、県に対して適宜助言するものとする。

#### (6) 災害時健康危機管理支援チーム（DHEA T）の整備

県は、災害時健康危機管理支援チーム（DHEA T）の構成員の人材育成を図るとともに、資

質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。

#### (7) 指定避難所における連絡体制等の整備

町は、指定避難所における要配慮者に対する各種情報の連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送及び文字放送の積極的な活用を図るとともに、指定避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用等に努める。

#### (8) 応急仮設住宅供給における配慮

町は、応急仮設住宅の供給に当たっては、特に高齢者、障がい者の優先的入居及び高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等要配慮者に配慮した計画を定めておく。

#### (9) 防災訓練における要配慮者への配慮

防災関係機関は、防災訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の構築につながるよう努める。

## 2 避難行動要支援者名簿の作成及び運用

### (1) 名簿の作成

町は、地域に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努める。

また、本計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成しなければならない。なお、町は、災害対策基本法第49条の10第3項の規定に基づき、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を当該名簿の作成に必要な限度で、その保有に当たって特定された利用目的以外の目的のために内部で利用することができる。

### (2) 名簿の記載事項

(1) の名簿に記載する事項は次のとおりとする。

- ア. 氏名
- イ. 生年月日
- ウ. 性別
- エ. 住所又は居所
- オ. 電話番号その他の連絡先
- カ. 避難支援等を必要とする理由
- キ. その他避難支援等の実施に関して町長が必要と認める事項

### (3) 名簿の作成方法・手順

(1) の名簿を作成するための方法・手順は次のとおりとする。

- ア. 名簿に登載する者の範囲は、本人とする。
- イ. 名簿作成に関する関係課の役割は次のとおりである。
  - ・福祉部：次の基準に該当する者の名簿作成
    - ①要介護認定結果が要介護3以上でかつ、ひとり暮らしの高齢者

- ②身体障害者手帳を所持している者のうち「肢体不自由（1～2級）」の者
- ③身体障害者手帳を所持している者のうち「聴覚障害・平衡機能障害」の者
- ④身体障害者手帳を所持している者のうち「視覚障害」の者
- ⑤療育手帳Aを所持している者
- ⑥精神保健福祉手帳1級を所持している者
- ⑦妊産婦
- ⑧乳幼児（1人児は3歳になるまで。複数児は末子4歳になるまで）
- ⑨日本語の理解が十分できない外国人
- ⑩災害の発生時に支援が必要と認められた者
- ⑪75歳以上の単身高齢者及び75歳以上の高齢者のみ世帯
- ⑫上記以外の者で、自ら支援を希望し個人情報を提供することに同意する者

ウ. 名簿作成に必要な情報の入手方法は次のとおりである。

法令の定めに基づいて、以下の台帳により適正に避難行動要支援者情報を収集する。

- ①介護保険受給者台帳
- ②身体障害者手帳交付台帳
- ③療育手帳交付台帳
- ④精神保健福祉手帳交付台帳
- ⑤ひとり暮らし高齢者台帳
- ⑥妊産婦及び乳幼児については、母子健康手帳発行時等に情報を収集
- ⑦戸籍

#### (4) 名簿の作成にあたっての情報提供の依頼

(1) の名簿を作成するにあたり、町は、災害対策基本法第49条の10第4項の規定に基づき、県その他の関係機関に対して情報の提供を求めることができる。

#### (5) 関係機関への名簿の提供

町は、町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意がある場合、又は町の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

#### (6) 名簿の定期的な更新及び適切な管理

町は、避難行動要支援者名簿について、居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、電子媒体や紙媒体などの複数の媒体で準備しておくことを検討し、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。なお、町は、災害対策基本法第49条の11第1項の規定に基づき、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報をその保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

### 3 個別避難計画の作成及び運用

#### (1) 計画の作成

町は、野辺地町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、町社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。

#### (2) 計画の定期的な更新及び適切な管理

個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、電子媒体や紙媒体などの複数の媒体で準備しておくことを検討する。その際、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

#### (3) 被災者支援業務の迅速化・効率化

町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

#### (4) 関係機関への計画の提供

町は、本地域防災計画に定めるところにより、野辺地消防署、野辺地町消防団、野辺地警察署、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合、又は、町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。

#### (5) 計画に係る各種体制の整備

町は、個別避難計画の実行性を確保する観点から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

#### (6) 計画が作成されていない避難行動要支援者への配慮

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

#### (7) 地区防災計画との整合

町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

### 4 要配慮者利用施設の安全性の確保等

#### (1) 安全性の確保

要配慮者利用施設の管理者は、施設の防災性強化、防災設備の点検等施設の安全性の確保を図る。

要配慮者利用施設を土砂災害から守るため、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり防止対策事業等の国土保全事業を推進する。

## (2) 計画の作成

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

### 要配慮者利用施設一覧【浸水想定区域】

NO	施設名	住所
1	介護老人保健施設のへじ	青森県上北郡野辺地町字餅栗川原4番地
2	総合福祉センターのへじ	青森県上北郡野辺地町字餅栗川原3番地2
3	野辺地保育園	青森県上北郡野辺地町字観音林前田8番地4
4	たけのこ保育園	青森県上北郡野辺地町字荒田ノ沢1番地2
5	野辺地町立児童館	青森県上北郡野辺地町字白岩27番地11
6	のへじクリニック	青森県上北郡野辺地町字下小中野18番地8
7	公立野辺地病院	青森県上北郡野辺地町字鳴沢9番地12
8	介護老人保健施設えぼし	青森県上北郡野辺地町字川目88番地1
9	社会福祉法人求道舎 クローバー作業所	青森県上北郡野辺地町字観音林脇8番地1

### 要配慮者利用施設一覧【土砂災害警戒区域】

NO	施設名	住所
1	野辺地町立児童館	青森県上北郡野辺地町字白岩27番地11

### 要配慮者利用施設一覧【津波浸水想定区域】

NO	施設名	住所
1	野辺地保育園	青森県上北郡野辺地町字観音林前田8番地4
2	たけのこ保育園	青森県上北郡野辺地町字荒田ノ沢1番地2
3	障害福祉サービス事務所 みどりの園	青森県上北郡野辺地町字馬門97番地

## (3) 連絡体制の整備

要配慮者利用施設の管理者は、避難等を円滑に行うため、施設における防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制、並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

## (4) 平時からの連携

要配慮者利用施設の管理者は、平時から町、防災関係機関、福祉関係者及び近隣住民等との連携を密にし、災害時における要配慮者の避難生活環境や避難誘導體制の整備を進める。

## (5) 防災訓練の実施、指導等

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告するものとする。

#### **(6) 自治体による定期的な確認**

県及び町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。